

# 加美町の補助金のあり方に関する提言書

加美町補助金交付審査会

令和2年11月

# 目 次

- 1 はじめに
- 2 補助金の審査結果
- 3 今後の補助金のあり方について
- 4 おわりに

## [資料]

加美町補助金等審査結果一覧表（別紙）

加美町補助金交付審査会審議経過

加美町補助金交付審査会委員名簿

加美町補助金交付審査会設置要綱

# 1 はじめに

---

加美町の財政は、人口減少による町税や地方交付税の減収のほか、少子高齢化による社会保障関係経費や老朽化する公共施設の維持管理経費の増加が見込まれるなど、各種事業を推進する環境が一層厳しさを増している状況にあり、今後においても、持続可能なまちづくりの実現に向けて、厳しい行財政運営の舵取りが求められる。

このような状況のなか、本審査会は、本町の行財政改革の一環として、町の補助金全体のあり方について検討・協議を行い、本町のまちづくりの各種施策を効果的に実現する有効な手段である補助金の適正な執行と透明性を確保するため、現状分析から見える課題等に基づく統一的なルールづくりなどの提言を行うことを目的に設置されたものである。

本審査会では、個々の補助金の見直しの方向性の審査だけでなく、社会情勢の変化や町民ニーズに対応した補助金として適正な運用が図られるよう、今後の町の補助金のあり方を見直すことに主眼を置き、活発な議論を重ねた。

特に、その財源の多くは町民の税金が使われていることを改めて認識し、町民の理解を得られるものとしなければならないことから、今回の見直し等により職員や補助を受ける団体等の意識改革が図られることが、何よりも重要なものになる。

町においては、当審査会の提言を踏まえ、補助金が真に町民の福祉の向上、町民との協働によるまちづくりのより一層の進展に大きく寄与されるよう、適切な運用に努めていきたい。

令和2年11月30日

## 加美町補助金交付審査会

|      |       |
|------|-------|
| 委員長  | 堀切 厚周 |
| 副委員長 | 板垣美紀子 |
| 委員   | 渡辺 昭  |
| 委員   | 岡田千恵子 |
| 委員   | 高橋 継一 |
| 委員   | 佐藤 敬  |
| 委員   | 相澤 栄悦 |
| 委員   | 荒木 澄子 |
| 委員   | 佐藤 和枝 |
| 委員   | 上野 一典 |

## 2 補助金の審査結果

本年度は、加美町補助金交付審査会を設置し統一的な検証作業を実施するため、令和元年度に交付したすべての補助金等について、交付状況等の調査を行った。

本審査会においては、現行の審査基準における評価C「削減（見直し）」及び評価D「廃止（休止）」と判定されたものを審査対象事業とし、下記のとおり審査会意見の取りまとめを行った。

【各補助金の審査結果】 別紙「加美町補助金審査結果一覧表」のとおり

### (1) 審査対象

審査結果により評価C「削減（見直し）」と判定された45件  
（評価D「廃止（休止）」と判定された事業はなし）

### (2) 審査方法

個々の補助金の「評価結果」に基づき、本審査会意見として具体的な見直し内容等を整理した。

### (3) 審査結果

審査対象45事業のうち、7事業については2つの見直しの方向性が示されたことから、全体件数は52件となっている。

| 見直しの方向性        | 件数  |
|----------------|-----|
| 事業の廃止          | 7件  |
| 事業の廃止・縮小       | 5件  |
| 補助額の変更（減額）     | 23件 |
| 事業（補助対象経費）の見直し | 7件  |
| 算定基準の見直し       | 1件  |
| 団体運営の自立        | 8件  |
| 自主財源の確保        | 1件  |
| 計              | 52件 |

### (4) 審査結果のまとめ

審査を行った45事業について、所管課の評価は一定の成果を挙げているが改善が必要との評価が大部分であった。その評価に基づく審査会意見としての見直しの方向性を見ると、初期の目的を達成したと判断でき廃止としたもの、多額の繰越金による

見直しが必要なもの、研修事業等の事業（補助対象経費）の見直しが必要なものなどが挙げられた。

それぞれの見直しの方向性については、次の提言事項の「3 今後の補助金のあり方について」において、個々の課題に基づく見直しの統一的なルールとして整理されているところであるが、本審査会において個別に議論し、具体的に見直し内容を提示しているところであり、今後の効果的・効率的な行財政改革を推進するための一助として、早急に必要な見直しを検討されたい。

なお、審査の過程においては、事業や団体のより詳細な現状把握が必要との意見もあり、今後の本審査会の審査方法のあり方も課題として挙げられた。

最後に、審査結果は、効果測定など第三者の立場で客観的に判断したものであり、補助交付団体等の存在意義や活動の内容を審査・評価したものではないことを、念のため申し添える。

### 3 今後の補助金のあり方について

#### 1 補助金の定義

補助金とは、特定の事業、研究等を育成するために町が、公益上必要があると認めた場合に交付するものである。

このことから、補助金の交付においては、客観的にみて「公益性」があることが必要不可欠であり、本町として公益性の定義を明確にしておく必要がある。

補助金は、町の様々な行政分野における行政目的を効果的に実現するための有効な手段であることから、町民のニーズ等に貢献しているだけでなく、第二次加美町総合計画（加美町笑顔幸福プラン）に掲げる将来像「善意と資源とお金が循環する人と自然に優しい町」の実現に貢献するものでなくてはならないことを含め、以下の見直しの視点を踏まえ、定義を定めておくべきである。

| 見直しの視点  |
|---|
| 本町の公益性の定義を明文化<br>▶ 広く町民のニーズ・利益に貢献していること<br>▶ 総合計画に掲げられた目指す姿に貢献しているものであること |

#### 2 補助金の性質別分類

各補助金については、それぞれの支出の目的や性質が異なっていることから、交付の内容ごとに性質別に分類することで、性質別の交付基準の設定や効果検証が可能となることから、性質別の分類設定が必要である。

以下の性質別分類表は、今回の調査において整理されたものであったが、今後はさらに細分化するなど、より実態に即した分類設定を検討すべきである。

##### (1) 補助金の性質別分類表

| 分類1    | 分類2  | 内容  |   |
|--------|------|---|---|
| 制度的補助金 | 制度的  | 国・県等の制度に基づく補助金等                               |   |
| 政策的補助金 | 個人補助 | 町の施策を推進するため実施する事業として、支援・奨励するために個人に対して交付する補助金等 |   |
|        | 団体補助 | 団体運営費的  | 公益性のある団体等の運営のために、必要な経費に対して交付する補助金等            |
|        |      | 事業費的  | 団体等が実施する公益性のある事業を支援・奨励するために、必要な経費に対して交付する補助金等 |
| その他    |      | 上記のいずれにもあてはまらない補助金等                           |   |

### 3 事業費補助の原則

補助金は、公益上必要があると認めた事業の事業費に対し交付されるものであることから、団体等の運営全般を支援する団体運営費補助は、団体等の自主性・自立性の阻害につながる懸念があり、目的達成の効果等の成果検証が困難となる場合がある。

このことから、原則、団体運営補助の創設は行わないこととし、既存の団体運営費補助については、補助目的等を明確にし、事業費補助への切り替えを進めるべきである。

### 4 補助対象経費の範囲

団体補助については、補助対象経費と補助対象外経費の範囲を明確に区分し、交付先の団体等が、経費区分に応じ適切に会計管理を行えるよう整備しておく必要がある。

具体的には、本町の補助金採点シートにおける交付基準を実効性のあるものとするため、以下の見直しの視点を踏まえ、適切に運用されるべきである。

| 見直しの視点   |         |      |        |   |           |
|--|---------|------|--------|---|-----------|
| ① 経費区分を団体運営補助、事業費補助の区分に基づき設定<br>② 経費区分をより具体化し、旅費、食糧費等の取扱いを厳格化<br>③ 各団体の会計科目での整理ではなく、以下の補助対象経費分類表に当てはめ、補助対象経費を確実に整理 |         |      |        |   |           |
| <b>【見直し後のイメージ】</b>   |         |      |        |   |           |
| 団体の会計科目「研修費」で計上されることで、対象経費の内訳が見えない部分があったが、経費区分が具体化されることで、適切に対象経費を把握することが可能   |         |      |        |   |           |
| 現行   | 対象経費    |      |        |   |           |
| 研修費  | 100,000 | ○    | ⇒      |   |           |
|  |         |      |        |   |           |
|  |         | 見直し後 | 対象経費   |   |           |
|  |         | 報償費  | 20,000 | ○ | 研修会の講師の謝礼 |
|  |         | 食糧費  | 80,000 | × | 会員の食事代    |

#### (1) 補助対象経費分類表

| 経費       | 団体運営費補助金 | 事業費補助金 | 備考 |
|----------|----------|--------|----|
| 人件費      | △        | △      |    |
| 使用料・賃借料  | ○        | △      |    |
| 光熱水費・燃料費 | ○        | △      |    |
| 印刷費      | ○        | △      |    |

| 経費                     | 団体運営費補助金 | 事業費補助金 | 備考   |
|------------------------|----------|--------|--|
| 消耗品費・材料費               | ○        | △      |  |
| 広告料                    | △        | △      |  |
| 交際費                    | ×        | ×      |  |
| 慶弔費                    | ×        | ×      |  |
| 飲食費                    | ×        | ×      | ●会議等の湯茶、研修講師の食事代の場合は、対象とする。<br>●昼食代や飲酒を伴う食事代など、自己負担を伴う場合であっても対象外とする。 |
| 賄材料費                   | △        | △      |  |
| 原材料費                   | △        | ○      |  |
| 報償費                    | △        | ○      |  |
| 旅費                     | △        | △      | 慰労的な視察研修は対象外とする。宿泊を伴う研修についても、その必要性があると判断された場合のみ対象とする。                |
| 保険掛金                   | ○        | ○      |  |
| 負担金及び助成金<br>(関係団体迂回助成) | △        | ×      |  |
| 積立金                    | △        | ×      | 活動目的に沿った使途予定範囲に限り対象とする。  |
| 出資金                    | ×        | ×      |  |
| 貸付金                    | ×        | ×      |  |
| 租税公課                   | △        | △      | 町税分は対象外とする。  |
| 事務用備品等購入費              | △        | △      | 団体運営費補助金の場合にあつては、団体の運営及び活動目的に沿った使途範囲に限り対象とする。                        |
| 上記以外の備品、財産取得費          | ×        | △      |  |
| 備品、施設等修繕補修費            | △        | △      | 団体運営費補助金の場合にあつては、団体の運営及び活動目的に沿った使途範囲に限り対象とする。                        |
| 寄附金                    | ×        | ×      |  |
| 上記以外の経費                | △        | △      |  |



(表中の印について)

○ 対象とできるもの

△ 事業内容によって対象とできるもの

× 原則として対象とできないもの

注) 補助対象とする経費 (○印・△印) であっても、次に係るものについては除外することとします。

- ・ 政治的活動に係る経費
- ・ 宗教的活動に係る経費
- ・ 争議的行為に係る経費
- ・ 公序良俗に反する活動に係る経費

## 5 補助率等の設定

補助率等の設定については、補助を受ける交付団体等と行政との役割分担や負担割合、事業の成果や進捗状況、補助を受ける団体等の財政状況等を勘案するなかで、適切かつ妥当な補助率又は補助額 (上限額) とすることが求められる。

団体の事業を支援するという観点からも、以下の見直しの視点を踏まえ、国の地方向け補助金の状況等を鑑み、原則として2分の1以内とする補助率を設定し、補助の適正化を図る必要がある。

### 見直しの視点

事業費の補助率を設定

① 事業費の1/2以内の補助を原則

| 事業費      |         |
|----------|---------|
| 自主財源 1/2 | 補助金 1/2 |

② 上記①の補助率を超える場合の設定条件

公益性の必要性が客観的に認められ、かつ会費等の自助努力をもってしても、なお不足する場合

→ 該当する団体ごとに、過去の交付実績を踏まえた上で、事業の規模やその妥当性等を総合的に判断し、補助率又は補助額 (上限額) を決定

| 事業費  |     |
|------|-----|
| 自主財源 | 補助金 |

## 6 繰越金と補助金額の整理

今回の調査結果からも、繰越金が補助交付額を超えているケースが見受けられた。現行の補助金採点シートでは、繰越金に関する評価項目が設定されているが、見直しに関する具体的な取り扱いが示されていないことから、下記の見直しの視点を踏まえ、取り扱いを明文化しておくべきである。

### 見直しの視点

前年度決算における繰越金と当年度交付額が①又は②に該当する場合、以下のとおり見直し等を行う。

- ① 繰越金が補助金を超える場合  
→ 翌年度以降の交付を見送り（廃止又は大幅な減額の検討）
- ② 繰越金が補助金の1/2以上である期間が2年以上続いた場合  
→ 翌年度以降の交付額の減額

## 7 終期の設定（サンセット方式）

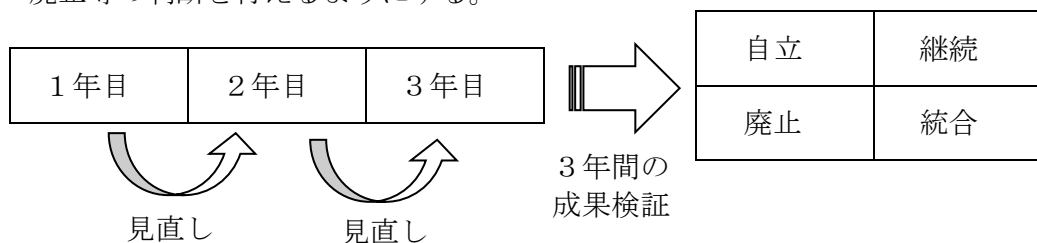
多くの補助金が終期設定されておらず、補助金の長期化や固定化につながっている。事業の実施により想定していた効果や、補助金額に見合った効果が得られたかを客観的に評価し見直すため、終期の設定が必要である。

また、単年度の評価に加えて、事業の設定期間内の成果検証を行い、事業そのものの継続や廃止等の判断が適切に行えるよう、下記の見直しの視点を踏まえ、新たな仕組みを構築すべきである。

### 見直しの視点

全ての補助金に終期を設定

- ① 原則「3年以内」の終期を設定  
→ 終期を迎えた補助金については、改めて事業効果や必要性の観点から見直しを行い、継続や廃止等の判断を行う。
- ② 終期設定期間内の総合評価体制の整備  
→ 終期設定期間内の効果を総合的に判断するための評価基準を設け、継続又は廃止等の判断を行えるようにする。



## 8 補助金交付要綱等の整備

多くの補助金に要綱等が整備されていないことから、社会情勢の変化等に応じた、十分な効果検証がなされていないおそれがある。

補助金は、行政目的を効果的に実現するための有効な手段として交付されるものであることから、以下の見直しの視点を踏まえ、すべての補助金等について交付要綱等を整備しておくべきである。

### 見直しの視点

#### ① 全ての補助金に交付要綱を整備

- 所管課においては、要綱整備を通じて「どのような目的を達成するためのものか」「どのような効果をあげてほしいのか」を再認識  
(団体運営補助、事業費補助金等の性質分類に応じた要綱(案)を提供し、整備に向けて支援を行う。)

#### ② 加美町補助金交付事務取扱要綱等の見直し

- 補助交付申請及び実績報告における「補助効果」をより具体的に示し、確実な成果検証につなげられるよう、「事業の恩恵を受ける対象者」や「数値目標」を設定

## 9 団体等の事務局の取扱い

町が団体等の運営全般を支援することが、団体等の自主性・自立性の阻害につながり、依存体質になりやすい環境をつくりだしている。

団体運営費補助と同様に、組織力や運営基盤が脆弱な初期段階における支援措置であり、一定期間を経て、団体側への事務局を移行すべきものである。

現在、町が会計等の事務局機能を担っている場合は、以下の見直しの視点を踏まえ、速やかに団体側と協議を行い、団体側への事務局移行を進めるべきである。

### 見直しの視点

#### 団体への事務局機能の移行

- 町が会計等の事務局機能を担っている場合、公金管理の観点からも、交付先の団体へ事務局機能を移行する。  
町は、移行後は指導的役割を担いながら、支援体制を充実させる。

## 10 少額補助金（10万円以下）の見直し

少額補助は、事業に対する補助金の効果が見えにくいものや、補助金がなくても自主的な運営が可能と判断できるケースが見られることから、以下の見直しの視点を踏まえ、補助を原則廃止し、自主運営を検討されるべきである。

ただし、全町域で組織する行政区単位の補助など、補助の必要性・有効性などから効果の高い少額補助金も存在するため、個々にその見直し内容を検討されたい。

### 見直しの視点

10万円以下の少額補助については、原則廃止  
→ 事業実施にあたっては、自主財源での運営を前提

## 11 事業費に占める補助金割合10%未満の補助金の見直し

事業費に占める補助金割合が10%未満の場合、事業費の大半を自主財源等で賄っていることになり、事業内容の見直し等により自主財源での事業実施が可能と考えられる。

このことから、以下の見直しの視点を踏まえ、補助金割合が10%未満の場合は、原則廃止とするべきである。

### 見直しの視点

事業費に占める補助金割合10%未満の補助金は、原則廃止  
→ 事業実施にあたっては、自主財源での運営を前提

## 12 事業費の全額を補助金で賄われている場合の見直し

補助金は、町の施策に合致する団体が実施する事業に対し交付されるものであるが、事業費が全額補助で賄われているものについては、支出科目を含めた事業執行のあり方を見直すことが必要である。

このことから、事業の費用対効果や継続性を含め、以下の見直しの視点を踏まえ、事業実施の手法について再検討を行うべきである。

### 見直しの視点

町の直接執行や委託などの方法への転換を検討  
→ 事業実施主体と予算科目の整合性について整理すること

## 4 おわりに

---

今回の加美町補助金交付審査会では、4回にわたる審査会の中で、各委員から出された具体的な意見に基づき、提言をとりまとめたものである。

限られた時間の中での議論ではあったが、本審査会が外部委員（町民等）と町職員で構成されていたことで、委員それぞれの経験や専門性を十分に反映させることができ、課題等の整理やその見直しの方向性をより明確にするための議論を、より一層深めることができた。

反面、限られた時間の中で議論を尽くしきれなかった部分や具体的な活動実態の把握等に時間を割き、より実態に即した評価を行うべきとの意見もあり、今後の本審査会の審査方法等を見直すための検討材料としたい。

今後、町にはこの提言をもとに統一的なルールづくり等を行っていただきたいと思うが、職員をはじめ補助事業者においても、補助金は町民からいただいた貴重な税金であることを改めて認識し、公正かつ効率的に使用されるよう適正な補助金の執行に努めるとともに、積極的に説明責任を果たされることを望むものである。

今後の厳しい財政状況やコロナ禍による社会情勢の先行きが不透明ななか、補助金が「どのようにまちづくりに反映されたのか」「効果は十分に挙げられているのか」など、効果検証に基づく不断の見直しを継続することで、政策目的を効率的に実現する有効な手段として重要な機能を果たしてくるものと考えている。

本審査会の提言内容が、本町の持続可能なまちづくりの実現の一助になり、補助金制度の更なる充実が図られることを切に願うものである。

**【資料】 加美町補助金交付審査会審議経過**

|            |   |
|------------|---|
| 令和2年8月6日   | ○加美町補助金交付審査会委嘱状交付<br>○第1回加美町補助金交付審査会<br>・町の補助金等の概要の説明<br>・見直しの方向性と審査会の役割について説明<br>・スケジュールについて説明 |
| 令和2年9月29日  | ○第2回加美町補助金交付審査会<br>・補助金交付状況調査の集計結果の報告<br>・評価結果に基づく個別審査（45件）                                     |
| 令和2年10月27日 | ○第3回加美町補助金交付審査会<br>・第2回審査会で審議した個別審査（45件）の<br>継続審議<br>・補助金の見直し事項についての審議                          |
| 令和2年11月26日 | ○第4回加美町補助金交付審査会<br>・第3回審査会で審議した補助金の見直し事項について<br>の継続審議<br>・加美町の補助金のあり方に関する提言書（素案）の確<br>認・決定      |

**【資料】 加美町補助金交付審査会委員名簿**

| No. | 職名   | 氏名     | 備考                    |
|-----|------|--------|-----------------------|
| 1   | 委員長  | 堀切 厚周  | 丸か建設株式会社 執行役員総務部長     |
| 2   | 副委員長 | 板垣 美紀子 | 一般住民（中新田地区）           |
| 3   | 委員   | 渡辺 昭   | 株式会社仙台銀行中新田支店 支店長     |
| 4   | 委員   | 岡田 千恵子 | 一般住民（小野田地区）           |
| 5   | 委員   | 高橋 継一  | 一般住民（宮崎地区）            |
| 6   | 委員   | 佐藤 敬   | 加美町役場 総務課長            |
| 7   | 委員   | 相澤 栄悦  | 加美町役場 ひと・しごと推進課長      |
| 8   | 委員   | 荒木 澄子  | 加美町役場 町民課長            |
| 9   | 委員   | 佐藤 和枝  | 加美町役場 会計管理者兼会計課長      |
| 10  | 委員   | 上野 一典  | 加美町役場 生涯学習課長兼スポーツ推進室長 |

## 【資料】 加美町補助金交付審査会設置要綱

---

○加美町補助金交付審査会設置要綱

平成18年5月1日

改正 令和2年7月1日訓令第8号

(主旨)

第1条 この要綱は、加美町補助金交付審査会（以下「審査会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 補助金の適正な執行と透明性を確保することにより、効率的な財政運営を図るため審査会を設置する。

(任務)

第3条 審査会の任務は、次に係る事項を審査し、町長に提言することとする。

- (1) 補助金の適正な執行を図るため、交付等の基準を設けること
- (2) 補助金の交付対象とする事務又は事業及び補助金額に関すること
- (3) その他補助金の交付に関すること

(組織)

第4条 審査会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、町長が指名する課長等の職にある者のほか次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) その他町長が必要と認めた者

(審査会)

第5条 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が職務を代理する。

(会議等)

第6条 審査会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 審査会は必要があると認めたときは、審査会に委員以外の者の出席を求め意見及び説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

附 則 (令和2年7月1日訓令第8号)